

那覇市公報

第 1 6 6 3 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

- 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（総務課）………… 1787
- 那覇市職員退職手当支給条例及び那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…………… 1790
- 那覇市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（ちゃーがんじゅう課）…………… 1792

◇規 則◇

- 那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（人事課）…………… 1796
- 那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（人事課）…………… 1797
- 那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 1797
- 那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 1799

◇告 示◇

- 市道路線の区域変更に関する告示（道路管理課）…………… 1801
- 個人情報業務届出書及び個人情報業務廃止・変更届出書の公表について（総務課）…………… 1803
- 市道路線の区域決定及び区域変更に関する告示（道路管理課）…………… 1843
- 平成 27 年度那覇市一般会計補正予算（第 7 号）（財政課）…………… 1847

◇公 告◇

○公の施設の管理について（商工農水課）	1848
○事後審査型制限付一般競争入札の実施について（なはまちなか振興課）	1849
○事後審査型制限付一般競争入札の実施について（なはまちなか振興課）	1853
○事後審査型制限付一般競争入札の実施について（なはまちなか振興課）	1856
○事後審査型制限付一般競争入札の実施について（なはまちなか振興課）	1860
○那覇広域都市計画道路及び那覇広域都市計画下水道の変更（都市計画課）	1863
○那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務委託契約の制限付一般競争入札の実施について（管財課）	1864
○那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借契約の制限付一般競争入札の実施について（管財課）	1867
○平成 28 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託の入札の実施について（管財課）	1869
○那覇市保健所空調設備保守管理業務の入札の実施について（健康増進課）	1874
○那覇市保健所施設環境衛生管理業務委託の入札の実施について（健康増進課）	1875
○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）	1877

◇教育委員会規則◇

○那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則	1788
-------------------------------------	------

◇選挙管理委員会規程◇

○那覇市個人情報条例施行規程の一部を改正する規程	1880
--------------------------	------

◇選挙管理委員会告示◇

○那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する告示	1882
--------------------------	------

条 例

那覇市条例第 1 号

平成28年 1 月25日

公 布 済

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(那覇市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 那覇市職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第69号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(退職手当の支払の差止め) 第17条 [略] 2～3 [略] 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、 <u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条</u> に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。 5～10 [略]	(退職手当の支払の差止め) 第17条 [略] 2～3 [略] 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、 <u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文</u> に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。 5～10 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第2条 那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市情報公開・個人情報保護審査会	情報公開及び個人情報保護制度に係る <u>不服申立て</u> の審査等に関すること。
	[略]	
[略]		

〔改正後 別記〕

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	〔略〕	
	那覇市情報公開・個人情報保護審査会	情報公開及び個人情報保護制度に係る審査請求の審査等に関すること。
	〔略〕	
〔略〕		

(那覇市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第26条の3 〔略〕 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、 <u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条</u> に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。 3～6 〔略〕	第26条の3 〔略〕 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、 <u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文</u> に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。 3～6 〔略〕
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市行政手続条例の一部改正)

第4条 那覇市行政手続条例(平成9年那覇市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(適用除外) 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第5章までの規定は、適用しない。 (1)～(9) 〔略〕 (10) 審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に	(適用除外) 第3条 〔略〕 (1)～(9) 〔略〕 (10) 審査請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に

において法令に基づいてされる処分及び行政指導	基づいてされる処分及び行政指導
備考 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 （那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正） 第5条 那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年那覇市条例第4号）の一部を次のように改正する。	
改正前	改正後
（公平委員会の報告） 第3条 〔略〕 2 前項の規定により公平委員会が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。 （1） 〔略〕 （2） 不利益処分に関する <u>不服申立て</u> の状況	（公平委員会の報告） 第3条 〔略〕 2 〔略〕 （1） 〔略〕 （2） 不利益処分に関する <u>審査請求</u> の状況
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

那覇市条例第 2 号

平成28年 1 月25日

公 布 済

那覇市職員退職手当支給条例及び那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員退職手当支給条例及び那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

（那覇市職員退職手当支給条例の一部改正）

第1条 那覇市職員退職手当支給条例（昭和47年那覇市条例第69号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、那覇市職員の給与に関する条例（昭和58年那覇市条例第10号）第8条第1項各号に掲げる給料表及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年那覇市条例第3号）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の退職手当に関して必要な事項を定める。	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、那覇市職員の給与に関する条例（昭和58年那覇市条例第10号）第8条第1項各号に掲げる給料表及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年那覇市条例第3号）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の退職手当に関して必要な事項を定める。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

（那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第2条 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和47年那覇市条例第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき職員の勤務時間、休日及び休暇について必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき職員の勤務時間、休日及び休暇について必要な事項を定めるものとする。
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市条例第 3 号

平成28年 1 月27日

公 布 済

那覇市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（那覇市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 那覇市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年那覇市条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（入退所） 第15条 〔略〕 2 〔略〕 3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第23項</u>に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）又は施設サービス計画（<u>同条第25項</u>に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（<u>同条第23項</u>に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（<u>同条第24項</u>に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 （生活相談員の責務） 第24条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。 （1） 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法<u>第8条の2第18項</u>に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業（同法<u>第8条第23項</u>に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。）又は介護予防支援事業（同法<u>第8条の2第18項</u>に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅	（入退所） 第15条 〔略〕 2 〔略〕 3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第24項</u>に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）又は施設サービス計画（<u>同条第26項</u>に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（<u>同条第24項</u>に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（<u>同条第25項</u>に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 （生活相談員の責務） 第24条 〔略〕 （1） 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法<u>第8条の2第16項</u>に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業（同法<u>第8条第24項</u>に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。）又は介護予防支援事業（同法<u>第8条の2第16項</u>に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅

サービス等その他の保健医療サービス 又は福祉サービスを提供する者との連 携を図ること。 (2)～(3) 〔略〕 2 〔略〕	サービス等その他の保健医療サービス 又は福祉サービスを提供する者との連 携を図ること。 (2)～(3) 〔略〕 2 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後 の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正 部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市
条例第47号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(生活相談員の責務) 第22条 生活相談員は、処遇計画を作成し、 それに沿った支援が行われるよう必要な 調整を行うほか、次に掲げる業務を行わ なければならない。 (1) 入所者の居宅サービス等の利用に 際し、介護保険法第8条第23項の居宅サ ービス計画又は同法第8条の2第16項の 介護予防サービス計画の作成等に資す るため、同法第8条第23項の居宅介護支 援事業又は同法第8条の2第16項の介護 予防支援事業を行う者と密接な連携を 図るほか、居宅サービス等その他の保 健医療サービス又は福祉サービスを提 供する者との連携に努めること。 (2)～(3) 〔略〕 2～3 〔略〕	(生活相談員の責務) 第22条 〔略〕 (1) 入所者の居宅サービス等の利用に 際し、介護保険法第8条第24項の居宅サ ービス計画又は同法第8条の2第16項の 介護予防サービス計画の作成等に資す るため、同法第8条第24項の居宅介護支 援事業又は同法第8条の2第16項の介護 予防支援事業を行う者と密接な連携を 図るほか、居宅サービス等その他の保 健医療サービス又は福祉サービスを提 供する者との連携に努めること。 (2)～(3) 〔略〕 2～3 〔略〕
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成24年那覇市条例第54号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(入退所) 第11条 〔略〕 2 〔略〕 3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の	(入退所) 第11条 〔略〕 2 〔略〕 3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の

入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等(法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の利用状況等の把握に努めなければならない。	入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の利用状況等の把握に努めなければならない。
4～7 [略]	4～7 [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 那覇市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第55号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(入退所) 第12条 [略] 2 [略] 3 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等(法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の利用状況等の把握に努めなければならない。	(入退所) 第12条 [略] 2 [略] 3 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の利用状況等の把握に努めなければならない。
4～6 [略]	4～6 [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第56号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(入退院) 第13条 [略] 2 [略] 3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サ	(入退院) 第13条 [略] 2 [略] 3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サ

ービス等（法第8条第23項に規定する指定 居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利 用状況等の把握に努めなければならない い。 4～5 〔略〕	ービス等（法第8条第24項に規定する指定 居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利 用状況等の把握に努めなければならない い。 4～5 〔略〕
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

規 則

那覇市規則第 2 号
平成28年 2 月 4 日
公 布 済

那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年那覇市条例第52号）の施行期日は、平成28年2月5日とする。

那覇市規則第 3 号

平成28年 2 月 4 日

公 布 済

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年那覇市条例第57号）の施行期日は、平成28年2月5日とする。

那覇市規則第 4 号

平成28年 2 月 4 日

公 布 済

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則（昭和60年那覇市規則第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（年次有給休暇以外の休暇） 第16条 臨時職員は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期間の休暇を受けることができる。 (1) 〔略〕 (2) 前号以外の負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 <u>その在職期間</u>に応じ、市長が別に定める日数。ただし、1年につき5日を超えることができない。 (3) 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（昭和47年那覇市規則第20号。以下「勤務時間規則」という。）別表第2第4号から第8号まで又は第18号に該当する場合 <u>それぞれに規定する期間</u> (4) 勤務時間規則別表第2第3号又は第22号に該当する場合 <u>それぞれに規定する期間</u> 2 <u>前項第4号</u>の規定により休暇を受けた期間については、第12条の2の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第12条に規定する勤務時間1時間当たりの給料額を減額する。	（年次有給休暇以外の休暇） 第16条 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 前号以外の負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 <u>その任用期間</u>に応じ、市長が別に定める日数。ただし、1年につき5日を超えることができない。 (3) 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（昭和47年那覇市規則第20号。以下「勤務時間規則」という。）別表第2第4号から第8号まで又は第18号の<u>中欄</u>に該当する場合 <u>それぞれ当該右欄</u>に規定する期間 (4) 勤務時間規則別表第2第22号の<u>中欄</u>に該当する場合 <u>当該右欄</u>に規定する期間 (5) <u>労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項若しくは第2項又は第67条第1項の規定に該当する場合 それぞれに規定する期間又は時間</u> (6) <u>労働基準法第68条の規定に該当する場合 その都度必要と認められる期間</u> 2 <u>前項第4号から第6号までの規定</u>により休暇を受けた期間については、第12条の2の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第12条に規定する勤務時間1時間当たりの給料額を減額する。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第 5 号

平成28年 2 月 4 日

公 布 済

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則(平成13年那覇市規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の規定は、平成28年1月1日から適用する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

所属	区分	報酬の額(円)
[略]		
ちゃーがんじゅ う課	[略]	
	介護認定調査員	日額 9,280
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

所属	区分	報酬の額(円)
[略]		
ちゃーがんじゅ う課	[略]	
	介護認定調査員	日額 9,280円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	[略]	
[略]		

告 示

那覇市告示第 501 号

平成 28 年 2 月 3 日

掲 示 済

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更する。

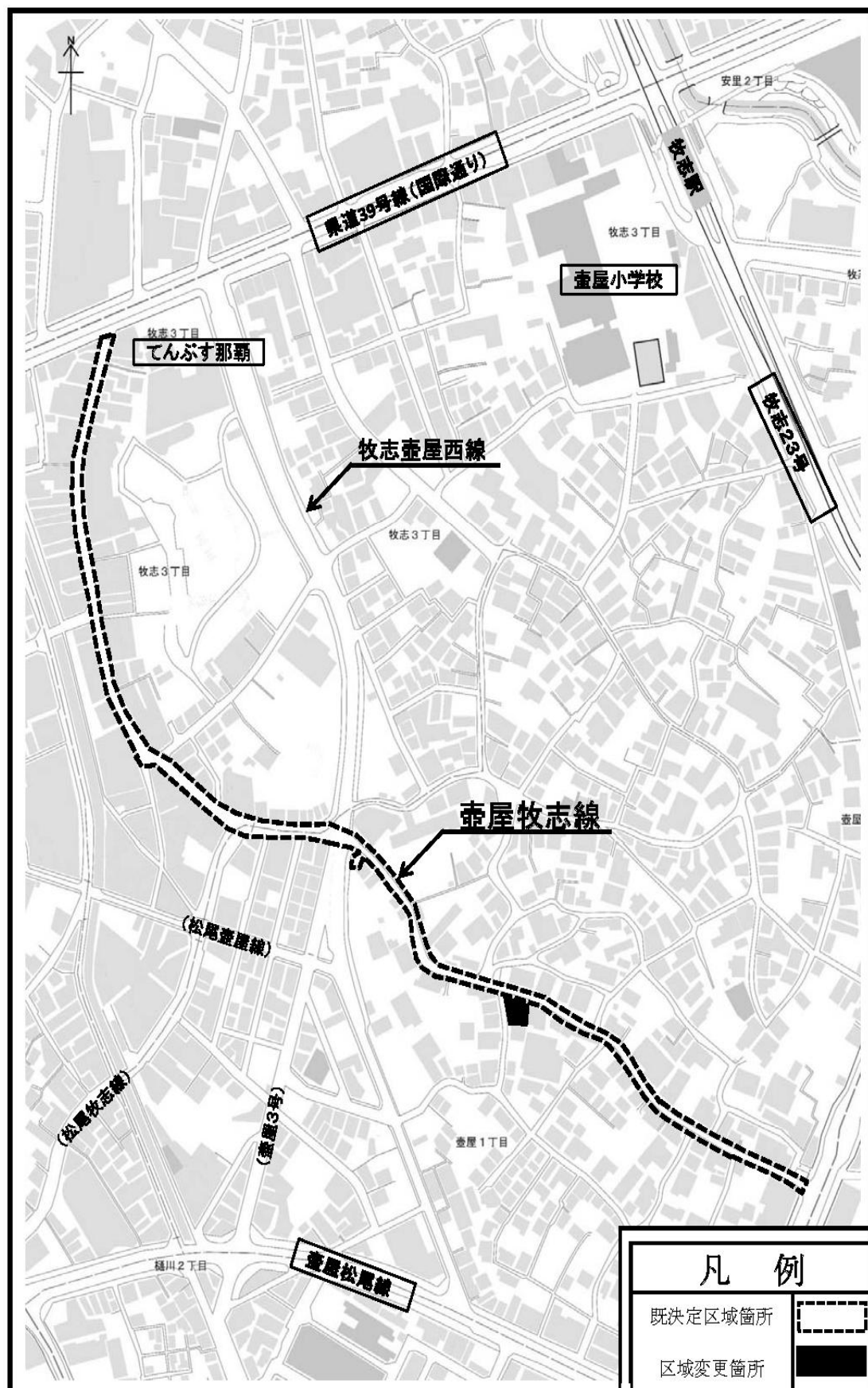
その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

区域変更する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
90	壺屋牧志線	壺屋 1 丁目143番～ 牧志 3 丁目788番	759.1	5.7～ 12.3	区域追加

市道路線の区域変更位置図(参考図)



那覇市告示第 504 号
平成 28 年 2 月 3 日
掲 示 済

個人情報業務届出書及び個人情報業務廃止・変更届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書及び個人情報業務廃止・変更届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年1月25日

那覇市長 城間 幹子 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	こどもみらい部こどもみらい課			電話 858-5206
個人情報管理責任者	こどもみらい課長			
業 務 の 名 称	療育センター業務			
業 務 の 目 的	発達に関する相談、訓練、通園等の支援			
個人情報の対象者	市内に住所を有する就学前の児童及び保護者（家族）			
業務の開始年月日	平成28年 2 月 1 日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☒ 国 籍 ☐ 本 籍 ☒ 続 柄 ☒ 親族関係 ☒ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☒ 職 業 ☐ 地 位 ☒ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☒ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☒ 健康状態 ☐ 容 姿 ☒ 病 歴 ☒ 障がい程度 ☒ その 他 (成育歴)	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
	個人情報の収集方法 ☒ 本人 ☒ 本人以外 <u>本人同意</u> ・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(相談者から相談を受ける都度)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年1月25日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	市民文化部 まちづくり協働推進課			電話 6155
個人情報管理責任者	まちづくり協働推進課長			
業 務 の 名 称	那覇市協働によるまちづくり推進審議会			
業 務 の 目 的	本市における協働によるまちづくりの推進に関すること及び那覇市民活動支援センターや那覇市共同利用施設等の指定管理者の選定に関することを審議することを目的とする。			
個人情報の対象者	那覇市協働によるまちづくり推進審議会委員			
業務の開始年月日	平成26年10月15日			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☒ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☒ 定期(任期2年毎) ☐ 随時()			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☐ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	施行に合わせて申請手続きをすべきであったが、手続きが不要と誤認していたため、申請手続きが遅れた。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成 2 8 年 1 月 1 2 日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	総務部 管財課		電話（内 2 0 7 6）
個人情報管理責任者	管財課長		
業 務 の 名 称	財産評価委員会		
業 務 の 目 的	市有財産（不動産）の取得及び処分に係る評価について調査審議を行う。		
個人情報の対象者	那覇市財産評価委員会委員長及び委員		
業務の開始年月日	昭和 5 2 年 1 月 1 1 日		
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動
	☐ 個人番号 ☐ 氏 名 ☐ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()
	心 身		思想・信条等
	☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 ()		☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その他 () 上記事項を取扱う理由
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)		
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(委嘱時)		
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)		
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()		
備 考	届出が必要との認識をしていなかったため。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成 2 8 年 2 月 3 日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	総務部 管財課	電話（内 2 0 7 6）		
個人情報管理責任者	管財課長			
業 務 の 名 称	所有者不明土地調査事業			
業 務 の 目 的	沖縄戦により登記簿が消失し所有者が不明となった墓地について、所有者を検索し、真の所有者への返還を行う。			
個人情報の対象者	那覇市内の所有者不明墓地の隣接地主及び不明土地の所有者			
業務の開始年月日	平成 2 4 年 4 月 6 日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☒ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☐ 本人 ☒ 本人以外(本人同意、法令等、公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(所有者探索時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第2号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要との認識をしていなかったため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成 2 8 年 1 月 1 9 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	都市計画部 契約検査課			電話 098-951-3253
個人情報管理責任者	契約検査課長			
業 務 の 名 称	那覇市入札監視委員会			
業 務 の 目 的	本市(上下水道局を含む。)が発注した建設工事等に係る入札及び契約手続の透明性及び公正性を確保するため。			
個人情報の対象者	那覇市入札監視委員会委員（定数5名）			
業務の開始年月日	平成 2 2 年 4 月 1 日			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☒ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その他 ()	☒ 職 業 ☒ 地 位 ☒ 学 歴 ☒ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(新規に入札監視委員を委嘱する時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	事前の届出が必要との認識不足で、業務開始時に届出がされていなかったため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年 1 月 8 日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	建設管理部 建設企画課			電話 951-3235
個人情報管理責任者	建設企画課長			
業 務 の 名 称	那覇市建設管理部及び都市計画部指定管理者選定委員会の運営に係る業務			
業 務 の 目 的	建設管理部又は都市計画部の所管する公の施設の指定管理者の選定について審議することを目的とする。			
個人情報の対象者	那覇市建設管理部及び都市計画部指定管理者選定委員会 委員			
業務の開始年月日	平成17年 9 月 30日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その他 ()	☒ 職 業 ☒ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(委員委嘱の承諾時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要な業務と認識していなかったため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年 1 月 8 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	建設管理部 建設企画課			電話 内2291	
個人情報管理責任者	建設企画課長				
業 務 の 名 称	那覇市住宅政策等審議会に関する業務				
業 務 の 目 的	本市の住宅政策及び当該政策に関連する活用用地に関する事項について調査審議する。				
個人情報の対象者	那覇市住宅政策等審議会 正委員および特別委員				
業務の開始年月日	平成 19 年 8 月 24 日				
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等	
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その他 ()	☒ 職 業 ☒ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その他 ()	
	心 身			上記事項を取扱う理由	
	☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 ()				
	その他				
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)				
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(委員委嘱の承諾時)				
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)				
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()				
備 考	届出が必要な業務と認識していなかったため。				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること



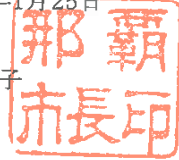
第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年1月25日

那覇市長 宛

那覇市長 城間幹子



那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	建設管理部 建設企画課				電話 2291
個人情報管理責任者	建設企画課長				
業 務 の 名 称	平成27年度 那覇市住環境基礎調査(密集・まちなか居住)業務委託				
業 務 の 目 的	住環境改善に係る、土地、建物所有者の確認				
個人情報の対象者	住環境改善に係る、土地、建物を所有する者				
業務の開始年月日	H27年9月9日				
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等	
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☐ 収 入 ☒ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☒ その他 (抵当権設定)	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 () 上記事項を取扱う理由	
		心 身	その他		
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐		
個人情報の収集方法	☐ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・ <u>公知性</u> ・緊急性・審議会)				
個人情報の収集時期	☒ 定期(12月～3月) ☐ 随時()				
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第3号に該当)				
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()				
備 考	届出の対象と認識していなかった為				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年2月1日

那覇市長 城間 幹子 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	経済観光部 商工農水課 電話(098)951-3212			
個人情報管理責任者	商工農水課長			
業 務 の 名 称	那覇市IT創造館運営審議会運営業務			
業 務 の 目 的	市長の諮問に応じ、那覇市IT創造館の運営に関する基本的事項を審議するため置かれる審議会の運営業務。			
個人情報の対象者	那覇市IT創造館運営審議会委員			
業務の開始年月日	平成17年9月30日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その他 ()	☒ 職 業 ☒ 地 位 ☐ 学 歴 ☒ 資 格 ☒ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(運営審議会委員就任時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 ()			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要だと認識していなかったため、届出が事後になった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年2月1日

那覇市長 城間 幹子 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	経済観光部 商工農水課 電話(098)951-3212			
個人情報管理責任者	商工農水課長			
業 務 の 名 称	那覇市企業立地促進奨励助成事業			
業 務 の 目 的	本市の産業と雇用の創出拡大の実現を目的に、市内に事務所等を設置し、一定数一定期間以上市民の新規常時雇用を行った企業に対し、事業内容、雇用効果、産業振興の効果を総合的に検討し、助成金を交付することを業務とする。			
個人情報の対象者	那覇市企業立地促進奨励助成金交付要綱に定める要件に該当する企業			
業務の開始年月日	平成12年4月1日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その他 ()	☒ 職 業 ☒ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☐ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(企業立地促進奨励助成金交付申請時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要だと認識していなかったため、届出が事後になった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年 1 月27日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	経済観光部商工農水課 電話 951-3212			
個人情報管理責任者	商工農水課長			
業 務 の 名 称	那覇市ぶんかテンプス館運営審議会			
業 務 の 目 的	テンプス館の運営、指定管理者の選定に関すること等の審議			
個人情報の対象者	那覇市ぶんかテンプス館運営審議会委員			
業務の開始年月日	平成16年10月			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 支持政党 ☐ 趣味嗜好 ☐ その他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時()			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要だと認識していなかったため、届出が事後になった			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年1月19日

那覇市長 宛

那覇市長 城間幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	経済観光部商工農水課			電話 951-3212
個人情報管理責任者	商工農水課長			
業 務 の 名 称	那覇市伝統工芸館運営審議会			
業 務 の 目 的	那覇市伝統工芸館の指定管理者の選定及び運営について審議			
個人情報の対象者	那覇市伝統工芸館運営審議員			
業務の開始年月日	平成17年9月30日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その他 ()
				上記事項を取扱う理由
	心 身		その他	
	☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 ()		☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時()			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要だと認識していなかったため、届出が事後になった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年 1 月 27 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	経済観光部 商工農水課			電話(098)951-3212
個人情報管理責任者	商工農水課長			
業 務 の 名 称	障害者雇用安定化推進事業			
業 務 の 目 的	障がい者の雇用促進と、経済状況に柔軟に対応しうる「質の高い中小企業」の育成を図る。			
個人情報の対象者	障がい者雇用奨励金交付に該当する対象労働者			
業務の開始年月日	平成18年4月1日			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ そ の 他 ()	☒ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☒ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☒ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☐ 本人 ☒ 本人以外 (本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(障がい者雇用奨励金交付申請時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要だと認識していなかったため、届出が事後になった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年 1月 27日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	経済観光部 商工農水課 電話(098)951-3212		
個人情報管理責任者	商工農水課長		
業 務 の 名 称	なはし就職なんでも相談センター運営業務		
業 務 の 目 的	求職者や失業者を対象にした就職活動の支援を行うことで、一人でも多くの求職者の就労へ結びつけることを目的とする。		
個人情報の対象者	センター内での就職相談及びセミナーを申し込む者		
業務の開始年月日	平成16年6月25日		
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		
	基本的事項	社会的活動	経済的活動
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☒ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☒ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()
	制限的取扱事項		
	思想・信条等		
☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 () 上記事項を取扱う理由			
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)		
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(就職相談、セミナー申込時)		
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)		
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()		
備 考	届出が必要だと認識していなかったため、届出が事後になった。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年 1 月 27 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	経済観光部 商工農水課 電話(098)951-3212			
個人情報管理責任者	商工農水課長			
業 務 の 名 称	那覇市中小企業振興審議会運営業務			
業 務 の 目 的	本市の中小企業振興に関する必要な事項を審議するために、那覇市附属機関条例により設置した常設の審議会の運営を行う。			
個人情報の対象者	那覇市中小企業振興審議会委員			
業務の開始年月日	平成21年4月1日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その他 ()	☒ 職 業 ☒ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(審議会委員就任時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要だと認識していなかったため、届出が事後になった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年 1 月 27 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	経済観光部 商工農水課			電話(098)951-3212
個人情報管理責任者	商工農水課長			
業 務 の 名 称	なは産業支援センター入居候補企業評価業務			
業 務 の 目 的	なは産業支援センター施設への入居候補企業の選定に関し、専門的見地からの調査及び助言を求めるため非常勤専門員を設置			
個人情報の対象者	なは産業支援センター入居候補企業評価専門委員			
業務の開始年月日	平成27年2月6日			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☒ 職 業 ☒ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
	個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)		
	個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(専門委員就任時)		
	本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)		
	個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()		
備 考	届出が必要だと認識していなかったため、届出が事後になった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年1月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	福祉部障がい福祉課			電話 862-3275
個人情報管理責任者	障がい福祉課長			
業 務 の 名 称	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業			
業 務 の 目 的	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器装用による言語の習得、教育等における健全な発達を支援し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。			
個人情報の対象者	軽度・中等度難聴児、難聴児の保護者及び同一世帯員			
業務の開始年月日	平成28年1月4日			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☒ 続 柄 ☒ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ そ の 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☒ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☒ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☐ 本人 ☒ 本人以外(☒ 本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(申請受理時、交付決定時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	条例に規定された届出を失念していたため			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年1月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	福祉部障がい福祉課	電話 862-3275		
個人情報管理責任者	障がい福祉課長			
業 務 の 名 称	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業			
業 務 の 目 的	日常生活に必要な用具を給付することにより、日常生活の便宜及び家族等の介護負担の軽減を図り、福祉の増進に資することを目的とする。			
個人情報の対象者	小児慢性特定疾病児童、当該児の保護者			
業務の開始年月日	平成18年4月1日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☒ 続 柄 ☒ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☒ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☒ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
	心 身		その他	上記事項を取扱う理由
	☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 ()		☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☐ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(申請受理時、交付決定時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	条例に規定された届出を失念していたため			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年1月28日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	健康部地域保健課			電話853-7962
個人情報管理責任者	健康部 地域保健課長			
業 務 の 名 称	母子保健推進協議会に関する事			
業 務 の 目 的	母子保健計画の策定及び推進、母子保健事業における保健、医療、福祉、教育等関係施策との連携等に関して調査審議する。			
個人情報の対象者	協議会の委員			
業務の開始年月日	平成15年 7月2日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その他 (メールアドレス)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☒ その他 (職歴)	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(委嘱時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出遅延理由：当時、個人情報業務の届出の認識が不足していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年1月28日

那覇市長 宛

那覇市農業委員会会長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	那覇市農業委員会事務局			電話951-3209
個人情報管理責任者	那覇市農業委員会事務局長			
業 務 の 名 称	那覇市農業委員会運営業務			
業 務 の 目 的	那覇市農業委員会定例総会の開催や運営等。			
個人情報の対象者	那覇市農業委員			
業務の開始年月日	昭和47年10月1日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☒ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その他 ()	☒ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☒ その他 (顔写真)	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(委員就任時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要だと認識していなかったため、届出が事後になった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年1月28日

那覇市長 宛

那覇市農業委員会会長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	那覇市農業委員会事務局				電話951-3209
個人情報管理責任者	那覇市農業委員会事務局長				
業 務 の 名 称	農地法に基づく法令業務				
業 務 の 目 的	農地の売買や転用等の許認可等。				
個人情報の対象者	農業従事者及び農地所有者				
業務の開始年月日	昭和47年10月1日				
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等	
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☒ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☒ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()	
				上記事項を取扱う理由	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)				
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(申請時)				
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)				
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()				
備 考	届出が必要だと認識していなかったため、届出が事後になった。				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

2016年2月1日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	市民文化部文化財課 電話869-5266			
個人情報管理責任者	文化財課長			
業 務 の 名 称	那覇市歴史博物館運営審議会委員に關すること			
業 務 の 目 的	那覇市歴史博物館の運営に關する基本的事項を審議するため			
個人情報の対象者	那覇市歴史博物館運営審議会委員			
業務の開始年月日	2016年 2月 1日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ そ の 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(委員委嘱の際及び会議開催時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

2016年2月1日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	市民文化部文化財課 電話869-5266			
個人情報管理責任者	文化財課長			
業 務 の 名 称	那覇市琉球王尚家伝来品修理等審議会に関する事			
業 務 の 目 的	重要文化財に指定された琉球王尚家伝来品等の修理、保存及び公開に関する事項について審議するため			
個人情報の対象者	那覇市琉球王尚家伝来品修理等審議会			
業務の開始年月日	2016年 2月 1日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(委員委嘱の際及び会議開催時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

2016年2月1日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	市民文化部文化財課 電話862-3761			
個人情報管理責任者	文化財課長			
業 務 の 名 称	那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員に関すること			
業 務 の 目 的	那覇市立壺屋焼物博物館の運営に関し、協議するため			
個人情報の対象者	那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員			
業務の開始年月日	2016年1月21日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(委員委嘱の際及び会議開催時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	事前に届出が必要との制度認識が不足していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(変更)届出書

平成28年1月22日

那覇市長 宛

那覇市長 城間幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	こどもみらい課 電話 861-6903		
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の変更年月日	(1)平成28年1月1日 (2)平成28年1月1日 (2)(4)平成28年1月1日 (1)～(4)平成18年4月1日
業務の名称及び開始年月日	(1)保育料階層認定業務 平成4年3月19日 (2)保育所入所申請業務 平成4年3月19日 (3)児童票 平成4年3月19日 (4)無認可保育施設入所児童票 平成4年3月19日		
廃止又は変更の理由	(1)、(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い特定個人情報(個人番号)を取得する事務が追加されたため。 (2)、(4)業務名の変更 (1)～(4)組織改編により部課名が変更されているため。		
変更の内容	変	更	前
	変		更
変更の内容			後
			後
備考	事前に届出という制度の認識不足のため、事後届出となった。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年1月25日

那覇市長 城間 幹子 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	こどもみらい課 療育センター 電話 858-5206		
届 出 の 区 分	☒ 廃止 ☐ 変更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成28年1月31日
業 務 の 名 称	①身体障害者デイサービス（2件）②心理判定業務 ③機能回復訓練業務④親子通園業務⑤相談業務		
廃止又は変更の理由	療育センターでは相談員が初回面談を行い本人より必要な個人情報 を聞き取りカルテを作成、全業務で活用している。また、それぞれ 係わった職員が収集した個人情報もカルテに収めることで必要な情 報を蓄積、活用できている。このことから、今ある全ての業務の届出 を廃止し、「療育センター業務」に統合新たに届け出する。		
変 更 の 内 容	変	更	前
	変		更
備 考	届出書添付 同時に、個人情報届出書「療育センター業務」を提出。		

（注） 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

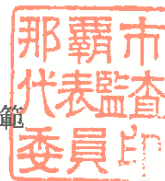
第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年1月20日

那覇市長 城間 幹子 様

那覇市代表監査委員 新城 和範



那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	監査委員事務局 電話861-3853		
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ <u>変更</u> 年月日	平成28年1月20日
業務の名称及び 開始年月日	監査業務 平成4年以前		
廃止又は変更の 理由	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、監査委員の所得税及び住民税に係る法定調書の作成時に個人番号が必要になるため。		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
	・個人情報の対象者欄 「監査資料に付随する個人」	・個人情報の対象者欄 「監査資料に付随する個人及び 監査委員」 ・収集等する個人情報の内容に 「個人番号」を追加する。	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年 1月 20日

那覇市長 宛

那 覇 市 教 育 委 員 会
教育長 渡慶次 克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	生涯学習部 施設課 電話917-3503		
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成28年 1月 20日
業務の名称及び 開始年月日	不動産の取得及びこれに伴う損失補償に関すること 借地に関すること 平成4年 3月 24日		
廃止又は変更の 理 由	番号法の施行に伴い特定個人情報（個人番号）を取得する事務が追加されたため		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
		収集等する個人情報に「個人番号」を追加	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止)届出書

平成28年 1 月 8 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	経済観光部 商工農水課 電話 951-3212		
届出の区分	☒ 廃止 ☐ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成27年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	離島連携支援事業 平成24年4月1日		
廃止又は変更の 理 由	当該事業が終了したため		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考	届出が必要だと認識していなかったため、届出が事後になった。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。



第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成27年12月28日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子



那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	総務部人事課 電話861-7499		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成27年12月28日
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	給与支給業務 平成4年 3月 23日		
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	番号法の施行に伴い特定個人情報（個人番号）を取得する事務が追加されたため		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
		収集等する個人情報に「個人番号」を追加	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年1月12日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	総務課 電話 2022		
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	28年 1月 12日
業務の名称及び 開始年月日	個人情報保護業務 H4年 3月 18日		
廃止又は変更の 理 由	番号法施行に伴い、情報公開・個人情報保護運営審議会及び審査会の委員の所得税及び住民税に係る法定調書の作成時に個人番号が必要になるため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
		収集等する個人情報に「個人番号」を追加	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年1月28日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	健康部地域保健課 電話853-7962		
届出の区分	■ 廃止 □ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成25年3月31日
業務の名称及び 開始年月日	1歳6ヶ月健診、発達相談事業 精神保健法による入院同意		平成4年3月9日 平成4年5月21日
廃止又は変更の 理 由	平成25年4月1日付けで沖縄県から移譲された業務について届出した際に1歳6ヶ月健診、発達相談事業を母子保健に関すること、精神保健法による入院同意を精神保健及び精神障がい者の福祉に関する ことに含めたため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考	組織の統廃合に係る個人情報業務の届出の認識が不足していたため。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄
に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年1月28日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	健康部地域保健課 電話853-7962		
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成28年1月29日
業務の名称及び 開始年月日	母子保健に関すること 平成25年4月1日		
廃止又は変更の 理由	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い特定個人情報(個人番号)を取得する事務が追加されたため。		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
		収集等する個人情報の内容に「個人番号」を追加する。	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年1月28日

那覇市長 宛

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	健康部 地域保健課			電話 853-7962
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成28年2月 1 日	
業務の名称及び 開 始 年 月 日	精神保健及び精神障がい者の福祉に関すること 平成25年4月1日			
廃止又は変更の 理 由	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い特定個人情報（個人番号）を取得する事務が追加されたため。			
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後	
			収集等する個人情報の内容に「個人番号」を追加する。	
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年1月28日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	健康部地域保健課 電話853-7962		
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成28年2月1日
業務の名称及び 開始年月日	難病患者地域支援対策推進事業 平成25年4月1日		
廃止又は変更の 理 由	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い特定個人情報(個人番号)を取得する事務が追加されたため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
		収集等する個人情報の内容に「個人番号」を追加する。	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年1月28日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	健康部 地域保健課 電話 098-853-7962		
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成28年 2月1 日
業務の名称及び 開始年月日	自殺予防対策事業に関すること 平成25 年4月1日		
廃止又は変更の 理 由	行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い特定個人情報（個人番号）を取得する事務が追加されたため		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
		収集等する個人情報の内容に「個人番号」を追加する。	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年1月12日

那覇市長 様

那覇市固定資産評価審査委員会

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	那覇市固定資産評価審査委員会 (納税課) 電話098-861-6902		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	①平成27年4月1日 ②平成28年2月1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	固定資産審査申出決定業務 平成4年2月24日		
廃止又は変更の 理 由	①組織改正により、固定資産評価審査委員会の業務を納税課にて行うこととなったため ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、委員の源泉徴収票作成の際に個人番号を収集する必要が生じたため		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
備 考	①について、組織改正時に届出すべきだが、届出不要と誤認していたため届出を行い、併せて当初届出に不足があった箇所の訂正も行う。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

別紙（変更の内容）

項目名	変更前	変更後
届出担当課	資産税課	納税課
業務の目的	課税台帳に審査の申出がある場合に 審査の決定をする	固定資産課税台帳に登録された価格 に関する審査の申出がある場合に審 査の決定をする
個人情報の対象者		「固定資産評価審査委員」を追加
個人情報の内容 （基本的事項）		「個人番号」を追加
個人情報の内容 （社会的活動）		「職業」「資格」を追加

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年 1月29日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	市民文化部 文化財課 電話 917-3501		
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成28年 2月 1日
業務の名称及び 開始年月日	那覇市文化財調査審議会に関すること 平成28年 2月 1日		
廃止又は変更の 理 由	・業務の目的、収集時期、記録形態を実情にあわせて修正。 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、特定個人情報（個人番号）を取得する事務が追加されたため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	・業務の目的：審議委員の経歴等の調査 ・収集時期：定期（7月～8月） ・記録形態：文書	・業務の目的：「那覇市に所在する文化財についての調査、審議」 ・収集時期：「随時」（委員委嘱時、会議開催時、臨時調査依頼時） ・記録形態：「電磁媒体」を追加 ・収集等する個人情報の内容に「個人番号」を追加する。	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市告示第 508 号

平成 28 年 2 月 4 日

掲 示 済

市道路線の区域決定及び区域変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域決定及び区域変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 区域決定する路線

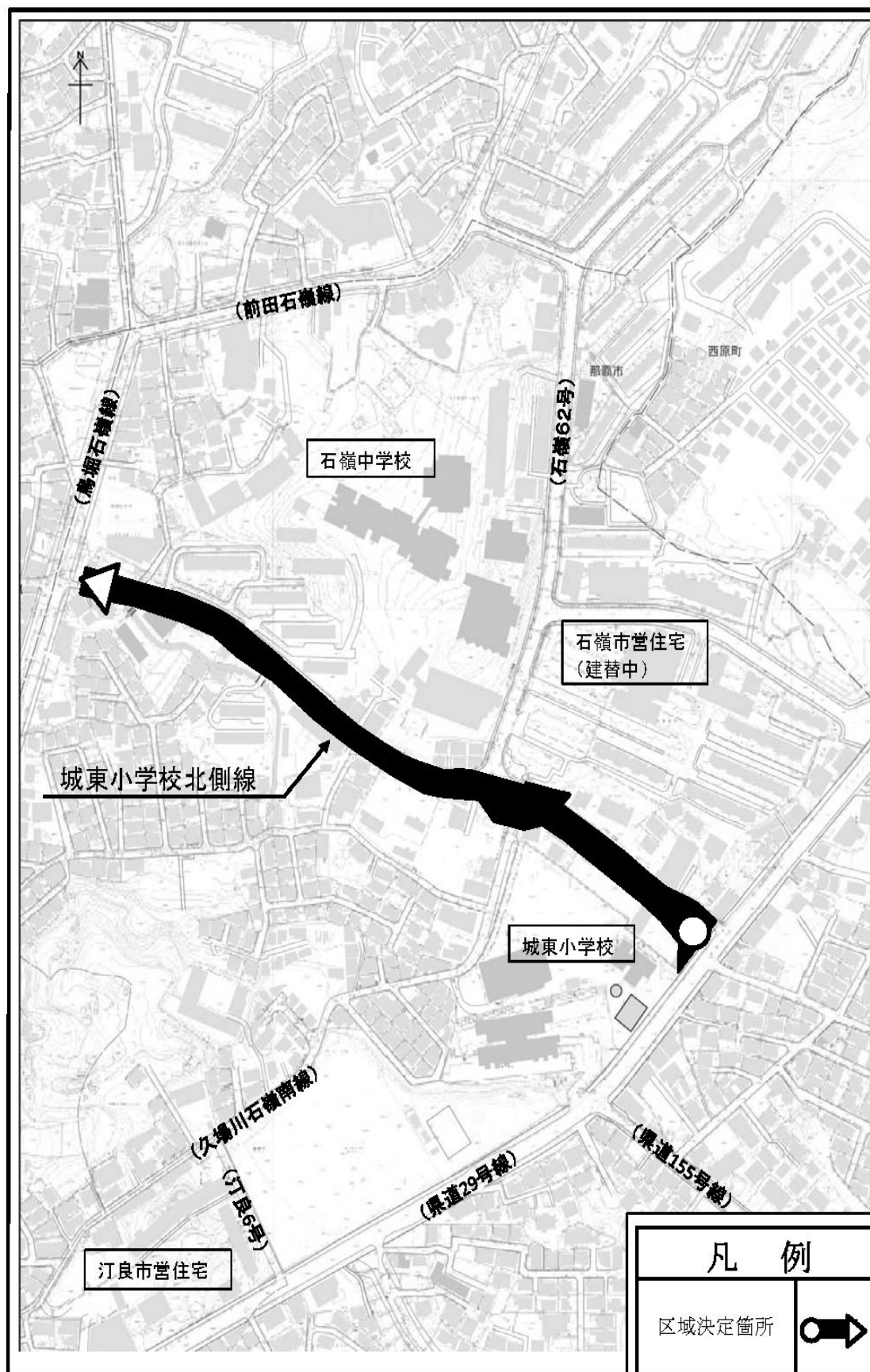
整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
2367	城東小学校北側線	首里石嶺町 2 丁目 83 番 1 ～首里石嶺町 2 丁目 84 番 3	580.0	19.0	

2. 区域変更する路線

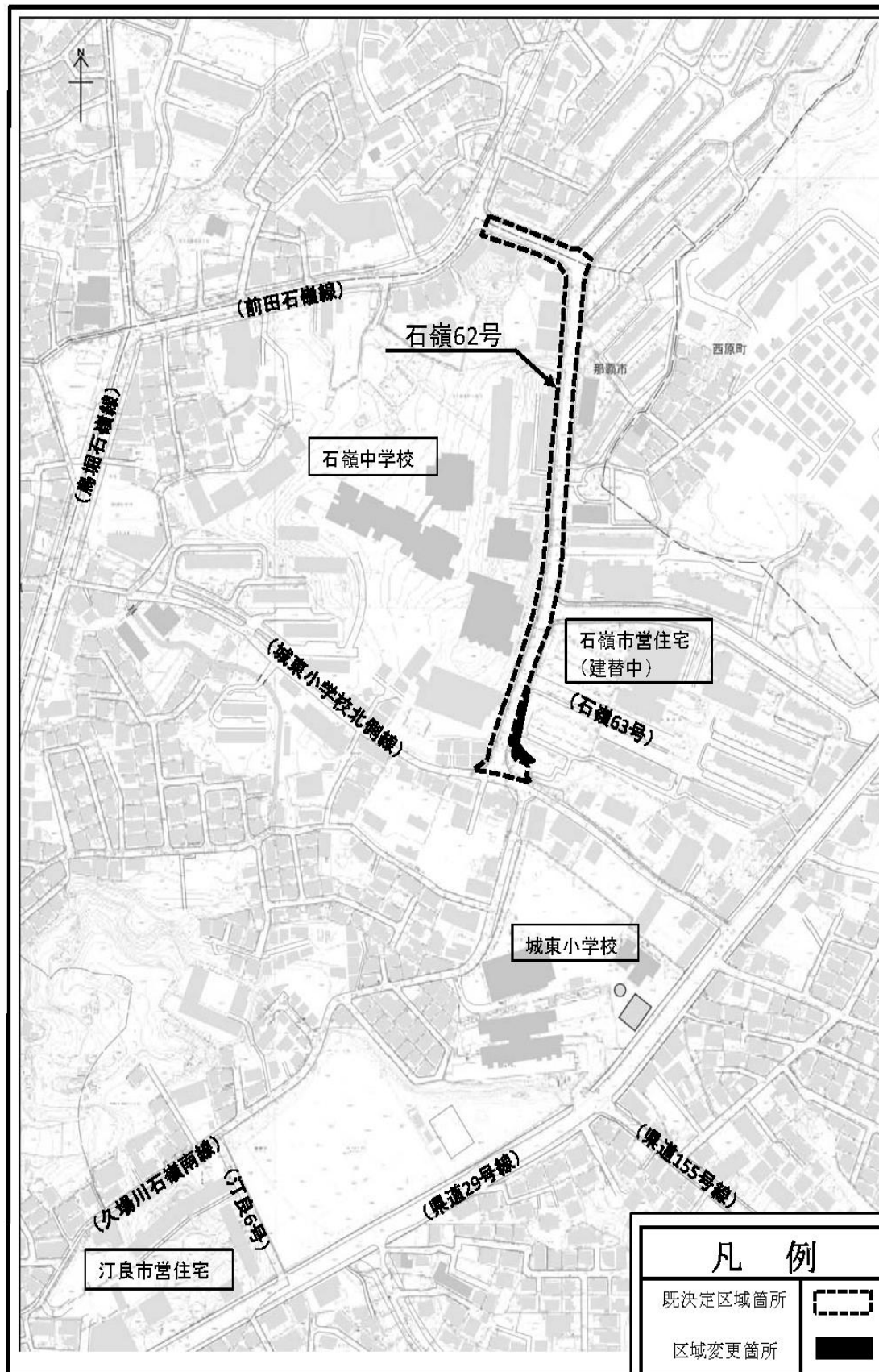
整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
2077	石嶺 62 号	首里石嶺町 4 丁目 335 番 ～首里石嶺町 2 丁目 70 番 23	440.0	13.0	区域追加

整理 番号	路 線 名	新 旧	起 終 点 点	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
72	久場川石嶺南線	新	首里久場川町 2 丁目 152 番 27 ～首里石嶺町 2 丁目 59 番	689.0	4.8～ 10.2	
		旧	首里久場川町 2 丁目 152 番 27 ～首里石嶺町 2 丁目 60 番	718.0	4.8～ 23.8	

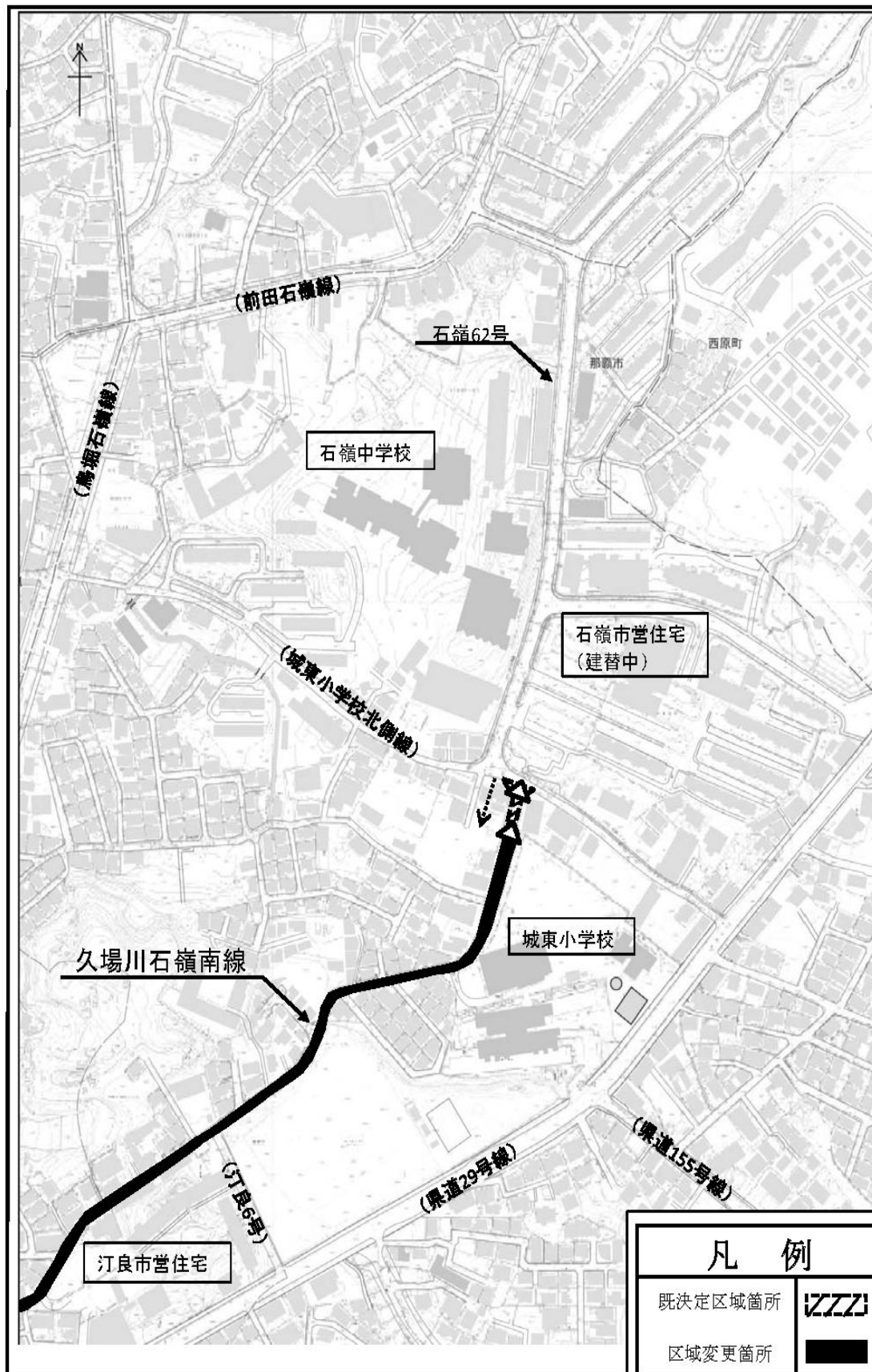
市道路線の区域決定位置図(参考図①)



市道路線の区域変更位置図(参考図②)



市道路線の区域変更位置図(参考図③)



那覇市告示第 540 号

平成 28 年 3 月 1 日

平成 28 年(2016 年) 2 月那覇市議会臨時会で議決された平成 27 年度那覇市一般会計補正予算(第 7 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年度那覇市一般会計補正予算(第 7 号)

平成 27 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 7 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,066,231 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 140,134,230 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		34,771,917	1,066,231	35,838,148
	2 国庫補助金	5,827,839	1,066,231	6,894,070
歳 入 合 計		139,067,999	1,066,231	140,134,230

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		68,348,146	1,066,231	69,414,377
	1 社会福祉費	23,422,779	1,066,231	24,489,010
歳 出 合 計		139,067,999	1,066,231	140,134,230

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位: 千円)

款	項	事 業 名	金 額
3 民生費			1, 066, 231
	1 社会福祉費		1, 066, 231
			低所得高齢者向け臨時福祉給付金
合 計			1, 066, 231

公 告

那覇市公告第 600 号

平成 28 年 2 月 17 日

掲 示 済

公の施設の管理について

那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年3月29日 条例第4号)第14条第4項の規定により、以下のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

記

- 1 施設の名称 那覇市 IT 創造館
- 2 施設の場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 6 号
- 3 施設の管理 地方自治法(昭和 22 年 4 月 17 日 法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項及び那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 25 年 3 月 29 日 条例第 4 号)第 7 条第 1 項の規定に基づく那覇市 IT 創造館の指定管理者の指定について、議会の同意を得られなかったため、同条例第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、平成 28 年 4 月 1 日から当分の間、同施設の管理を市長が行うものとする。

- 4 問い合わせ先 経済観光部 商工農水課 産業政策グループ
(電話番号 098-951-3212)

那覇市公告第 602 号

平成 28 年 2 月 17 日

掲 示 済

事後審査型制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 案件名 公設市場設備管理業務委託
- (2) 履行場所 第一牧志公設市場（那覇市松尾 2 丁目 10 番 1 号）
牧志公設市場衣料部（那覇市牧志 3 丁目 3 番 10 号）
牧志公設市場雑貨部（那覇市牧志 3 丁目 3 番 4 号）
宇栄原公設市場（那覇市宇栄原 4 丁目 1 7 番 9 号）
- (3) 履行内容 公設市場設備管理業務委託仕様書による
- (4) 履行期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日
- (5) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規定に基づく建設工事等入札参加資格者名簿の業種「電気」若しくは「管」に登録されていること。ま

たは、那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

- (2) 過去 2 年間に建物の電気及び冷房設備の運用管理業務の請負実績があること。
- (3) 従業員に次の者がいること。
 - ・電気主任技術者 3 名以上
 - ・電気工事士 10 名以上
 - ・建築基準法第 12 条に基づく特殊建築物等の検査を行う検査資格者がいること
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。
- (5) 那覇市の市税を完納していること。
- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (11) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (12) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあっては、その事実があった後 2 年を経過していること。
- (13) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (14) 制服制度があること。
- (15) その他市長が必要と認める条件

3 仕様書等の配布開始日及び配布方法

- (1) 配布開始日 平成 28 年 2 月 17 日（水）
- (2) 配布方法 那覇市なはまちなか振興課ホームページよりダウンロードして下さい。

4 仕様書等に対する質問期間及び回答

- (1) 質問期間 平成 28 年 2 月 19 日（金）～平成 28 年 2 月 26 日（金）17 時
- (2) 質問方法 質問書（市様式）をメールで送信すること。
提出先：那覇市経済観光部なはまちなか振興課
メールアドレス：K-NAHA001@neo.city.naha.okinawa.jp
- (3) 回答方法 平成 28 年 3 月 3 日（木）までに那覇市なはまちなか振興課ホームページに掲載します。

5 入札執行の日時、場所及び入札保証金

(1) 日 時 平成 28 年 3 月 8 日（火）

10 時 00 分受付開始 10 時 05 分入札開始

(2) 場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 6 階 会議室 602

(3) 入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 4 号に基づき免除する。

※本庁舎の駐車場は有料です。割引券の発行は致しかねますので、公共交通機関をご利用ください。

6 入札時提出書類

(1) 入札書（市様式）

(2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

(3) 印鑑証明書（写し可）

(4) 使用印鑑を使用する場合にあつては使用印鑑届（市様式）

※市様式は那覇市なはまちなか振興課ホームページよりダウンロードして下さい。

7 落札候補者及び落札者の決定

(1) 開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札の決定は保留する。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が 2 人以上あるときは、開札時にくじによって落札候補者を決定するものとする。

(3) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるか審査する。

(4) 落札候補者が入札参加資格を有するものであることを確認した場合は、その者を落札者とし、落札決定を通知するものとする。

(5) 落札候補者が入札参加資格を有しないものであることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし（3）の入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者が 2 人以上あるときは、（2）の審査順位により落札候補者とする。

8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市なはまちなか振興課まで持参のうえ提出すること。

(1) 入札参加資格審査申請書（市様式）

(2) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）

(3) 業務実績表（市様式）

(4) 商業登記簿（履歴事項全部証明書）

(5) 市町村税完納証明書

(6) 所在地確認資料（市様式）

(7) 労働保険（労災・雇用）加入証明書

(8) 社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入証明書

(9) 前記 2－（3）に掲げる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し

(10) 制服の写真

(11) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札。
- (3) 入札書の日付が、入札の年、月、日と合わない入札。
- (4) 入札書に記名押印（代表者印は登録印鑑届出印又は使用印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠く入札。
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札。
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- (7) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札。
- (8) 他の参加者の代理人を兼ね、又は、二人以上の代理をした入札。
- (9) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (10) 郵送による入札。
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札。

10 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付、又は那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

11 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 お問合せ

那覇市経済観光部 なはまちなか振興課 市場管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
電話 098-863-1750 F A X 098-863-1752

那覇市公告第 603 号

平成 28 年 2 月 17 日

掲 示 済

事後審査型制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項及び地方自治法施行令 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 公設市場空調設備等保守管理業務委託
- (2) 履行場所 第一牧志公設市場（那覇市松尾 2 丁目 1 0 番 1 号）
牧志公設市場衣料部（那覇市牧志 3 丁目 3 番 1 0 号）
牧志公設市場雑貨部（那覇市牧志 3 丁目 3 番 4 号）
- (3) 履行期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日
- (4) 目的 公設市場に設置している空調設備等を正常かつ良好な運転状態に保つため、定期点検及び故障対策を実施する。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者資格に関する規定に基づく「建設業者格付名簿」の業種「管」に登録していること。
- (2) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件是那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。
- (3) 那覇市の市税を完納していること。
- (4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (5) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

- (8) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (9) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (10) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあっては、その事実があった後 2 年を経過していること。
- (11) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (12) 過去 2 年間に建物の冷房設備保守業務の請負実績があること。
- (13) 第 3 種以上の冷凍機械責任者資格を有する者がいること。
- (14) 従業員が 5 人以上いること。
- (15) 制服制度があること。

3 仕様書の配布開始日及び配布方法

- (1) 配布開始日 平成 28 年 2 月 17 日（水）
- (2) 配布方法 那覇市なはまちなか振興課ホームページよりダウンロードして下さい。

4 仕様書等に対する質問期間及び回答

- (1) 質問期間 平成 28 年 2 月 19 日（金）～平成 28 年 2 月 26 日（金）17 時
- (2) 質問方法 質問書（市様式）をメールで送信すること。
送信先：那覇市経済観光部なはまちなか振興課
メールアドレス：K-NAHA001@neo.city.naha.okinawa.jp
- (3) 回答方法 平成 28 年 3 月 3 日（木）までに那覇市なはまちなか振興課ホームページに掲載します。

5 入札執行の日時、場所及び入札保証金

- (1) 日 時 平成 28 年 3 月 8 日（火）
午前 10 時 30 分受付開始 午前 10 時 35 分入札開始
 - (2) 場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 6 階 会議室 602
 - (3) 入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 4 号に基づき免除する。
- ※本庁舎の駐車場は有料です。割引券の発行は致しかねますので、公共交通機関をご利用ください。

6 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
 - (2) 代理人が入札する場合にあっては委任状（市様式）
 - (3) 印鑑証明書（写し可）
 - (4) 使用印鑑を使用する場合にあっては使用印鑑届（市様式）
- ※市様式は那覇市なはまちなか振興課ホームページよりダウンロードして下さい。

7 落札候補者及び落札者の決定

- (1) 開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札の決定は保留する。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が 2 者以上ある

ときは、開札時にくじによって落札候補者を決定するものとする。

- (3) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるか審査する。
- (4) 落札候補者が入札参加資格を有するものであることを確認した場合は、その者を落札者とし、落札決定を通知するものとする。
- (5) 落札候補者が入札参加資格を有しないものであることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし（3）の入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、（2）の審査順位により落札候補者とする。

8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市なはまちなか振興課まで持参のうえ提出すること。

- (1) 入札参加資格審査申請書（市様式）
- (2) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
- (3) 業務実績表（市様式）
- (4) 商業登記簿（履歴事項全部証明書）
- (5) 印鑑証明書
- (6) 市町村税完納証明書
- (7) 所在地確認資料（市様式）
- (8) 労働保険（労災・雇用）加入証明書
- (9) 社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入証明書
- (10) 前記2－（13）にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (11) 従業員名簿
- (12) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札。
- (3) 入札書の日付が、入札の年、月、日と合わない入札。
- (4) 入札書に記名押印（代表者印は登録印鑑届出印又は使用印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠く入札。
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札。
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- (7) 明らかに連合その他不正行為によってなされたと認められる入札。
- (8) 他の参加者の代理人を兼ね、又は、二人以上の代理をした入札。
- (9) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札。
- (11) 郵送による入札

10 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付、又は那覇市契約規則（1971 年那覇市規則第 13 号）第 30 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

11 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 お問合せ

那覇市経済観光部 なはまちなか振興課 市場管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
電話 098-863-1750 F A X 098-863-1752

那覇市公告第 604 号

平成 28 年 2 月 17 日

掲 示 済

事後審査型制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 案件名 公設市場エスカレーター及びエレベーター
保守管理業務委託
- (2) 履行場所 第一牧志公設市場（那覇市松尾 2 丁目 10 番 1 号）
牧志公設市場衣料部（那覇市牧志 3 丁目 3 番 10 号）
- (3) 履行内容 公設市場エスカレーター及びエレベーター
保守管理業務委託仕様書による
- (4) 履行期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
- (5) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく長期

継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規定に基づく建設工事等入札参加資格者名簿の業種「機械器具設置」に登録していること。
- (2) 本市または本市近郊に本店、支店または営業所があり、緊急時の対応が可能であること。
- (3) 所在地の市町村税を完納していること。
- (4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (5) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (9) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (10) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後 2 年を経過していること。
- (11) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (12) 過去 2 年間に建物の昇降機保守業務の請負実績があること。
- (13) 「昇降機検査資格者」資格を有する従業員が 5 人以上いること。
- (14) 制服制度があること。

3 仕様書等の配布開始日及び配布方法

- (1) 配布開始日 平成 28 年 2 月 17 日（水）
- (2) 配布方法 那覇市なはまちなか振興課ホームページよりダウンロードして下さい。

4 仕様書等に対する質問期間及び回答

- (1) 質問期間 平成 28 年 2 月 19 日（金）～平成 28 年 2 月 26 日（金）17 時
- (2) 質問方法 質問書（市様式）をメールで送信すること。
提出先：那覇市経済観光部なはまちなか振興課
メールアドレス：K-NAHA001@neo.city.naha.okinawa.jp
- (3) 回答方法 平成 28 年 3 月 3 日（木）までに那覇市なはまちなか振興課ホームページに掲載します。

5 入札執行の日時、場所及び入札保証金

(1) 日 時 平成 28 年 3 月 8 日（火）

11 時 00 分受付開始 11 時 05 分入札開始

(2) 場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 6 階 会議室 602

(3) 入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 4 号に基づき免除する。

※本庁舎の駐車場は有料です。割引券の発行は致しかねますので、公共交通機関をご利用ください。

6 入札時提出書類

(1) 入札書（市様式）

(2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

(3) 印鑑証明書（写し可）

(4) 使用印鑑を使用する場合にあつては使用印鑑届（市様式）

※市様式は那覇市なはまちなか振興課ホームページよりダウンロードして下さい。

7 落札候補者及び落札者の決定

(1) 開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札の決定は保留する。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が 2 人以上あるときは、開札時にくじによって落札候補者を決定するものとする。

(3) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるか審査する。

(4) 落札候補者が入札参加資格を有するものであることを確認した場合は、その者を落札者とし、落札決定を通知するものとする。

(5) 落札候補者が入札参加資格を有しないものであることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし（3）の入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者が 2 人以上あるときは、（2）の審査順位により落札候補者とする。

8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市なはまちなか振興課まで持参のうえ提出すること。

① 入札参加資格審査申請書（市様式）

② 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）

③ 業務実績表（市様式）

④ 商業登記簿（履歴事項全部証明書）

⑤ 市町村税完納証明書

⑥ 所在地確認資料（市様式）

⑦ 労働保険（労災・雇用）加入証明書

⑧ 社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入証明書

⑨ 国土交通大臣認定の昇降機検査資格者または国土交通大臣の指定する昇降機検査資格者講習を修了したことを証する書類の写し（5 人分）

⑩ 制服の写真

⑪ その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札。
- (3) 入札書の日付が、入札の年、月、日と合わない入札。
- (4) 入札書に記名押印（代表者印は登録印鑑届出印又は使用印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠く入札。
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札。
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- (7) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札。
- (8) 他の参加者の代理人を兼ね、又は、二人以上の代理をした入札。
- (9) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (10) 郵送による入札。
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札。

10 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付、又は那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

11 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 お問合せ

那覇市経済観光部 なはまちなか振興課 市場管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
電話 098-863-1750 F A X 098-863-1752

那覇市公告第 605 号

平成 28 年 2 月 17 日

掲 示 済

事後審査型制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 案件名 公設市場消防設備等点検業務委託
- (2) 履行場所 第一牧志公設市場（那覇市松尾 2 丁目 10 番 1 号）
牧志公設市場衣料部（那覇市牧志 3 丁目 3 番 10 号）
牧志公設市場雑貨部（那覇市牧志 3 丁目 3 番 4 号）
宇栄原公設市場（那覇市宇栄原 4 丁目 17 番 9 号）
- (3) 履行内容 公設市場設消防設備等点検業務委託仕様書による
- (4) 履行期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日
- (5) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規定に基づく建設工事等入札参加者資格名簿の業種「消防施設」に登録されていること。
- (2) 過去 2 年間に建物の消防設備保守業務の請負実績があること。
- (3) 「消防設備士」資格を有する従業員が 2 人以上いること。
- (4) 「消防設備点検資格者」資格を有する従業員が 3 人以上いること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のい

ずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。

- (6) 那覇市の市税を完納していること。
- (7) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (8) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (9) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (11) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (12) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (13) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあっては、その事実があった後 2 年を経過していること。
- (14) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (15) その他市長が必要と認める条件

3 仕様書等の配布開始日及び配布方法

- (1) 配布開始日 平成 27 年 3 月 17 日（水）
- (2) 配布方法 那覇市なはまちなか振興課ホームページよりダウンロードして下さい。

4 仕様書等に対する質問期間及び回答

- (1) 質問期間 平成 28 年 2 月 19 日（金）～平成 28 年 2 月 26 日（金）17 時
- (2) 質問方法 質問書（市様式）をメールで送信すること。
提出先：那覇市経済観光部なはまちなか振興課
メールアドレス：K-NAHA001@neo.city.naha.okinawa.jp
- (3) 回答方法 平成 28 年 3 月 3 日（木）までに那覇市なはまちなか振興課ホームページに掲載します。

5 入札執行の日時、場所及び入札保証金

- (1) 日 時 平成 28 年 3 月 8 日（火）
11 時 30 分受付開始 11 時 35 分入札開始
 - (2) 場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 6 階 会議室 602
 - (3) 入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 4 号に基づき免除する。
- ※本庁舎の駐車場は有料です。割引券の発行は致しかねますので、公共交通機関をご利用ください。

6 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあっては委任状（市様式）
- (3) 印鑑証明書（写し可）

（4）使用印鑑を使用する場合にあっては使用印鑑届（市様式）

※市様式は那覇市なはまちなか振興課ホームページよりダウンロードして下さい。

7 落札候補者及び落札者の決定

- （1）開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札の決定は保留する。
- （2）予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が2者以上あるときは、開札時にくじによって落札候補者を決定するものとする。
- （3）落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるか審査する。
- （4）落札候補者が入札参加資格を有するものであることを確認した場合は、その者を落札者とし、落札決定を通知するものとする。
- （5）落札候補者が入札参加資格を有しないものであることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし（3）の入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、（2）の審査順位により落札候補者とする。

8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市なはまちなか振興課まで持参のうえ提出すること。

- （1）入札参加資格審査申請書（市様式）
- （2）暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
- （3）業務実績表（市様式）
- （4）商業登記簿（履歴事項全部証明書）
- （5）印鑑証明書
- （6）市町村税完納証明書
- （7）所在地確認資料（市様式）
- （8）労働保険（労災・雇用）加入証明書
- （9）社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入証明書
- （10）「消防設備士」及び「消防設備点検資格者」の資格を証する書類の写し
- （11）その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- （1）入札に参加する資格を有しない者のした入札。
- （2）委任状を持参しない代理人のした入札。
- （3）入札書の日付が、入札の年、月、日と合わない入札。
- （4）入札書に記名押印（代表者印は登録印鑑届出印又は使用印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠く入札。
- （5）入札書の表記金額を訂正した入札。
- （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- （7）連合その他不正行為によってなされたと認められる入札。

- (8) 他の参加者の代理人を兼ね、又は、二人以上の代理をした入札。
- (9) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札。
- (11) 郵送による入札

10 契約保証金

契約保証金は、那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 9 号に基づき免除とする。

11 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 お問合せ

那覇市経済観光部 なはまちなか振興課 市場管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
電話 098-863-1750 F A X 098-863-1752

那覇市公告第 610 号

平成 28 年 2 月 24 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路及び那覇広域都市計画下水道の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができます。

那覇市

上記代表者 那覇市長 城間 幹子

1 都市計画の種類

- (1) 那覇広域都市計画道路
- (2) 那覇広域都市計画下水道

2 都市計画を定める土地の区域

-
- (1) 那覇広域都市計画道路の変更
3・4・那 88 号 真和志線
変更する部分 那覇市松川 1 丁目、三原 2 丁目及び 3 丁目、繁多川 1 丁目の一部
 - (2) 那覇広域都市計画下水道の変更
那覇市公共下水道
変更する部分 那覇市首里石嶺町 4 丁目の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所 9 階）
 - 4 都市計画の案の縦覧期間
平成 28 年 2 月 24 日（水）から平成 28 年 3 月 9 日（水）まで
（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、土・日・祝日は除く。）
-

那覇市公告第 622 号
平成 28 年 3 月 1 日

那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務委託契約の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務
- (2) 履 行 場 所 那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- (3) 業務の目的 本庁舎外周及び中庭に設置されている植物を常に良好な状態に管理し、庁舎の美観を保つとともに遮熱効果を提供することを目的とする。
- (4) 履 行 期 間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日
※本事業予算については、平成 28 年度当初予算に計上しているところで
す。事業の執行については、予算成立が前提となるため、内容等に変

更が生じる場合があることを予めご留意ください。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「造園」に登録されていること。
- (2) 従業員に常勤の者で造園施工管理技術士の資格を有する者が1人以上いること。
- (3) 営業実績が2年以上あること。
- (4) 那覇市の市税を完納していること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件是那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成23年12月5日総務部長決裁）による。
- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (11) 施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (12) 施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後2年を経過していること。
- (13) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (14) その他市長が必要と認める条件

3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 平成28年3月2日（水）～平成28年3月14日（月）

9時00分～16時00分（12時～13時を除く）

（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）

配布場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階

那覇市総務部管財課

※窓口でのみ配布します。

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

(1) 質問期間 平成28年3月7日（月）～平成27年3月14日（月）

(2) 質問方法 質問書（市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

(3) 回答日 平成 28 年 3 月 18 日（金）

(4) 回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日 時 平成 28 年 3 月 25 日（金）

15 時 30 分受付開始 15 時 40 分入札開始

(2) 場 所 那覇市泉崎 1-1-1 那覇市役所本庁舎 5 階会議室(501)

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

6 入札時提出書類

(1) 入札書（市様式）

(2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

7 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項に基づき免除することができる。

8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

(1) 入札資格審査申請書

(2) 業務実績表（市様式）

(3) 商業登記簿

(4) 市税完納証明書

(5) 所在地確認資料

(6) 労働保険（労災・雇用）加入証明書

(7) 社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入証明書

(8) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）

(9) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

10 郵送による入札は認めない。

11 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 お問合せ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 623 号

平成 28 年 3 月 1 日

那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借契約の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借
- (2) 履 行 場 所 那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- (3) 業務の目的 本庁舎内に観葉植物を設置し、常に状態の良い状況を保ち来庁する市民に憩いの空間を提供することを目的とする。
- (4) 履行期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日
※本事業予算については、平成 28 年度当初予算に計上しているところ
です。事業の執行については、予算成立が前提となるため、内容等に変更
が生じる場合があることを予めご留意ください。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「造園」に登録されていること。
- (2) 営業実績が 2 年以上あること。
- (3) 那覇市の市税を完納していること。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 貸金不払等社会的不正行為がないこと。
- (7) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開

始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

- (9) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (10) 施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (11) 施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。
- (12) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (13) その他市長が必要と認める条件

3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 平成 28 年 3 月 2 日（水）～平成 28 年 3 月 14 日（月）
9 時 00 分～16 時 00 分（12 時～13 時を除く）

（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）

配布場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階
那覇市総務部管財課

※窓口でのみ配布します。

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 平成 28 年 3 月 7 日（月）～平成 28 年 3 月 14 日（月）

質問方法 質問書（市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

回答日 平成 28 年 3 月 18 日（金）

回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

5 入札執行の日時及び場所

日 時 平成 28 年 3 月 25 日（金）

14 時 30 分受付開始 14 時 40 分入札開始

場 所 那覇市泉崎 1-1-1 那覇市役所本庁舎 5 階会議室(501)

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

6 入札時提出書類

(1) 入札書（市様式）

(2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

7 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項に基づき免除することができる。

8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持

参のうえ提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書
- (2) 業務実績表（市様式）
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料
- (6) 労働保険（労災・雇用）加入証明書
- (7) 社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入証明書
- (8) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
- (9) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

10 郵送による入札は認めない。

11 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 お問合せ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 624 号

平成 28 年 3 月 1 日

平成 28 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託の入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

(1)業 務 名 平成 28 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託

(2)履 行 場 所 別表 1：清掃業務委託各施設
別表 2：警備業務委託各施設

(3)履 行 内 容 各業務委託の仕様書による

(4)契約予定日 平成 28 年 4 月 1 日

(5)履 行 期 間

ア 単年度契約案件

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

イ 長期継続契約案件

(那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
第 2 条第 2 号に基づく長期継続契約)

平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日までの任意の期間

※特記事項

長期継続契約案件の入札及び契約には次の条件を付す。

1)各年度における長期継続契約の経費の範囲内で契約を締結又は
継続するものであること。2)予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があるこ
と。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

清掃業務及び警備業務の制限付一般競争入札に参加することができる者は、那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されている者でなければならない。

3 入札説明会の日時及び場所（本庁舎の駐車場は有料になっています）

(1) 清掃業務委託

日 時 平成 28 年 3 月 8 日(火) 13：30 受付開始 13：50 説明開始

場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市役所本庁舎 12 階 第 1 研修室 A B

(2) 警備業務委託

日 時 平成 28 年 3 月 9 日(水) 13：30 受付開始 13：50 説明開始

場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市役所本庁舎 12 階 第 1 研修室 A B

4 入札執行の日時及び場所（本庁舎の駐車場は有料になっています）

(1) 清掃業務委託

日 時 平成 28 年 3 月 22 日(火) 13：30 受付開始 13：50 説明開始

場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市役所本庁舎 12 階 第 1 研修室 A B

(2) 警備業務委託

日 時 平成 28 年 3 月 23 日(水) 13：30 受付開始 13：50 説明開始

場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市役所本庁舎 12 階 第 1 研修室 A B

5 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあっては委任状（市様式）

6 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項に基づき免除することができる。

7 落札決定後提出書類（落札者のみ提出）

落札者は、指定された期日までに最低賃金遵守の誓約書（市様式）を各案件の所管課へ提出すること。

8 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札。
- (3) 入札書の日付が、入札の年、月、日と合わない入札。
- (4) 入札書に記名押印（代表者印は登録印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠く入札。
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札。
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- (7) 明らかに談合によると認められる入札。
- (8) 他の参加者の代理人を兼ね、又は、二人以上の代理をした入札。
- (9) 各案件の一度目の入札に不参加の者が行った再度入札。
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札。

9 郵送による入札は認めない。

10 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

11 お問合せ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

別表 1：清掃業務委託各施設

NO	ランク	件名	所管課
1	A	那覇市役所本庁舎清掃業務委託 A	管財課
2	A	那覇市役所本庁舎清掃業務委託 B	管財課
3	A	那覇市公民館・図書館清掃業務委託	中央公民館
4	A	那覇市民会館清掃業務委託	文化振興課
5	A	公設市場清掃業務委託	なはまちなか振興課
6	B	那覇市上下水道局庁舎清掃業務委託	上下水道局総務課
7	B	なは市民協働プラザ清掃業務委託	まちづくり協働推進課
8	B	那覇市津波避難ビル清掃業務委託	総務課市民防災室
9	B	平成 28 年度交通広場及び道路情報センター 清掃業務委託	道路管理課
10	B	那覇市保健所施設清掃業務委託	健康増進課
11	B	壺屋焼物博物館清掃業務委託	文化財課
12	C	那覇市歴史博物館清掃業務委託	文化財課(歴博 G)
13	C	真和志庁舎清掃業務委託	管財課
14	C	那覇市消防局庁舎清掃業務委託	消防局総務課
15	C	那覇市北保健センター清掃業務委託	地域保健課

別表 2：警備業務委託各施設

NO	ランク	件名	所管課
1	A	なは市民協働プラザ警備業務委託	まちづくり協働推進課
2	A	公設市場警備保安業務委託	なはまちなか振興課
3	A	壺屋焼物博物館警備・料金徴収・展示室監視業務委託	文化財課(壺博)
4	A	玉陵・識名園警備業務委託	文化財課(文化財 G)
5	A	那覇市役所本庁舎保安警備及び駐車場管理業務委託	管財課
6	B	真嘉比小学校外 7 校警備業務委託	施設課
7	B	安謝小学校外 6 校警備業務委託	施設課
8	B	城東小学校外 6 校警備業務委託	施設課
9	B	高良小学校外 6 校警備業務委託	施設課
10	B	泊小学校外 5 校警備業務委託	施設課
11	B	神原小学校外 5 校警備業務委託	施設課
12	B	真和志小学校外 5 校警備業務委託	施設課
13	B	天妃小学校外 5 校警備業務委託	施設課
14	B	真和志庁舎警備業務委託	管財課
15	B	那覇市保健所施設警備業務委託	健康増進課
16	B	那覇市民会館警備業務委託	文化振興課
17	C	都市公園巡回警備業務委託	公園管理課
18	C	エコマール那覇等施設警備業務委託	クリーン推進課
19	C	那覇市津波避難ビル清掃業務委託	総務課市民防災室
20	C	平成 28 年度おもろまち交通広場道路情報センター警備業務委託	道路管理課
21	C	那覇市保健センター・北保健センター警備業務委託	地域保健課
22	C	那覇市学校給食センター警備業務委託	学校給食課

那覇市公告第 625 号
平成 28 年 3 月 1 日

那覇市保健所空調設備保守管理業務の入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 : 那覇市保健所施設空調設備保守管理業務委託
- (2) 履行場所 : 那覇市保健所（那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号）
- (3) 履行内容 : 那覇市保健所空調設備保守管理業務委託仕様書による
- (4) 契約予定日 : 平成 28 年 4 月 1 日
- (5) 契約期間 : 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者資格に関する規定に基づく建設業者格付名簿の業種「管」に登録していること。
- (2) 過去 2 年間に官公庁の施設で空調設備保守管理業務の請負実績があること。

3 入札説明会の日時及び場所

日時：平成 28 年 3 月 4 日（金）午前 10 時

場所：那覇市保健所 3 階多目的室 A（那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号）

4 入札執行の日時及び場所

日時：平成 28 年 3 月 25 日（金）午前 10 時

場所：那覇市保健所 3 階多目的室 A（那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号）

5 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

6 入札保証金

入札保証金は免除（那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 3 号）

7 入札の無効

次の事項に該当する場合は、その者の入札を無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者が行ったとき
- (2) 委任状を持参しない代理人が行ったとき
- (3) 日付を欠いたとき、又は入札の年月日と合わないとき
- (4) 記名押印を欠いたとき
- (5) 入札書の表記金額を訂正したとき、又は¥マークの記載がないとき
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき
- (7) 明らかに談合と認められるとき
- (8) 同一事項の入札について、他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が行ったとき
- (9) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用したとき
- (10) その他入札に関する条件に違反したとき

8 郵送による入札は認めない

9 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

10 問い合わせ先

那覇市保健所 健康増進課 保健総務グループ 担当 砂川

電話 098-853-7961

FAX 098-853-7965

那覇市公告第 626 号

平成 28 年 3 月 1 日

那覇市保健所施設環境衛生管理業務委託の入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 : 保健所施設環境衛生管理業務委託
- (2) 履行場所 : 那覇市保健所（所在地：那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号）
- (3) 履行内容 : 別紙仕様書による
- (4) 契約予定日 : 平成 28 年 4 月 1 日
- (5) 履行期間 : 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項第 7 号の登録があり、かつ第 2 号または第 8 号の登録があること。
- (2) 那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 過去 2 年間に官公庁の施設で環境衛生管理業務もしくは清掃業務の請負実績があること。
- (4) 建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者がいること。

3 入札説明会の日時及び場所

日 時 平成 28 年 3 月 4 日(金) 午前 11 時
場 所 那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号
那覇市保健所 3 階 多目的室 A

4 入札執行の日時及び場所

日 時 平成 28 年 3 月 25 日(金) 午前 11 時
場 所 那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号
那覇市保健所 3 階 多目的室 A

5 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

6 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 3 号に基づき免除する。

7 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札。
- (3) 入札書の日付が、入札の年、月、日と合わない入札。
- (4) 入札書に記名押印（代表者印は登録印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠く入札。
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札。
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- (7) 明らかに談合によると認められる入札。
- (8) 他の参加者の代理人を兼ね、又は、二人以上の代理をした入札。

（9）その他入札に関する条件に違反した入札。

8 郵送による入札は認めない。

9 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

10 お問い合わせ

那覇市健康部健康増進課保健総務グループ 担当 砂川

〒902-0076 那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号

電話 098-853-7961 F A X 098-853-7965

那覇市公告第 627 号

平成 28 年 3 月 1 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

1 開発許可年月日、番号及び指令番号

平成 28 年 1 月 18 日 第 H26-03-01 号 那覇市指令都建第 3792 号

2 開発区域に含まれる地域の名称

那覇市字仲井真東オフリー原 370 番 1

3 公共施設

なし

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

那覇市字国場 947 番地 1

嘉数 常宏

5 検査済証番号

平成 28 年 1 月 27 日 那都建第 636 号

- 6 工事完了年月日
平成 27 年 12 月 11 日

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 2 号

平 成 2 8 年 2 月 1 5 日

公 布 済

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委員長 神 村 洋 子

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、平成28年2月15日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表第1(第3条関係)

小学校の通学区域

学校名	通学区域
〔略〕	
松島小学校	首里末吉町1丁目4番地～203番地 首里末吉町2丁目～4丁目(全部。ただし3丁目39番地～47番地、59番地は銘苅小学校) 字古島219番地、229番地、234番地～237番地、239番地～245番地、263番地～266番地、268番地～270番地、332番地～343番地、345番地～387番地、389番地、391番地～401番地、472番地～542番地 古島1丁目～2丁目(全部) 真嘉比3丁目2番1号～2番21号、 <u>2番31号～2番46号</u> 、3番～5番、6番3号～6番12号、7番～10番、 <u>1番地～5番地</u> 字松川459番地、469番地～479番地、486番地～490番地、494番地～531番地、600番地～602番地 松島1丁目1番～8番、9番12号～9番23号、 <u>1番地～3番地</u> 松島2丁目(全部)
〔略〕	

〔改正後 別記〕

別表第1(第3条関係)

小学校の通学区域

学校名	通学区域
〔略〕	
松島小学校	首里末吉町1丁目4番地～203番地 首里末吉町2丁目～4丁目(全部。ただし3丁目39番地～47番地、59番地は銘苅小学校) 字古島219番地、229番地、234番地～237番地、239番地～245番地、263番地～266番地、268番地～270番地、332番地～343番地、345番地～387番地、389番地、391番地～401番地、472番地～542番地 古島1丁目～2丁目(全部) 真嘉比3丁目1番、2番1号～2番21号、 <u>2番31号～2番57号</u> 、3番～5番、6番3号～6番12号、7番～10番 字松川459番地、469番地～479番地、486番地～490番地、494番地～531番地、600番地～602番地 松島1丁目1番～8番、9番12号～9番23号 松島2丁目(全部)
〔略〕	

選挙管理委員会規程

那覇市選挙管理委員会規程第 1 号

平 成 2 8 年 3 月 1 日

那覇市個人情報条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会委員長 唐 眞 弘 安

那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程

那覇市個人情報保護条例施行規程（平成3年那覇市選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>（事務の補助執行）</u> 第3条 那覇市選挙管理委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、次に掲げる事務を市長事務局の総務部総務課個人情報保護担当職員に補助執行させるものとする。この場合において、当該個人情報保護担当職員は、委員長の指揮監督を受けるものとする。 （1） <u>条例第12条、第13条、第15条及び第15条の2の規定による請求の受付及び受理に関すること。</u> （2） <u>条例第20条の規定による不服申立ての受付及び受理に関すること。</u>	<u>（事務の委任）</u> 第3条 那覇市選挙管理委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める市長事務局の職員に委任する。 （1） <u>条例第12条、第13条、第15条及び第15条の2の規定による請求の受付及び受理に関すること</u> 市民文化部市民生活安全課の情報公開担当職員 （2） <u>条例第20条の審査請求の受付及び受理に関すること</u> 総務部法制契約課の審査請求担当職員
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 1 号

平 成 2 8 年 3 月 1 日

那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会委員長 唐 眞 弘 安

那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する告示

那覇市情報公開条例施行規程(昭和63年那覇市選挙管理委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事務の委任) 第3条 那覇市選挙管理委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、<u>次に掲げる事務を市長事務部局の総務部総務課情報公開担当職員に</u>委任する。 (1) 条例第6条第1項の規定による公開請求の受付及び受理に<u>関すること。</u> (2) 条例第19条第1項の規定による不服申立ての受付及び受理に<u>関すること。</u>	(事務の委任) 第3条 那覇市選挙管理委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、<u>次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める市長事務部局の職員に</u>委任する。 (1) 条例第6条第1項の公開請求の受付及び受理に<u>関すること</u> 市民文化部市民生活安全課の情報公開担当職員 (2) 条例第19条第1項の審査請求の受付及び受理に<u>関すること</u> 総務部法制契約課の審査請求担当職員
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。